

入札説明書（令和7年度青森県庁舎広告掲載事業募集要項）

1 広告媒体等

別紙「令和7年度青森県庁舎広告掲載事業仕様書」のとおり

2 募集の内容等

（1）募集対象

広告代理業者 1社

（2）募集方法

一般競争入札による。

（3）事業期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1事業年度とする。なお、令和8年4月1日以降の事業期間は、1年ごとに行政財産使用許可期間の更新を受けることにより、令和7年4月1日から3年間を限度として更新することができる。

3 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

（1） 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

（2） 青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。

（3） 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに関する契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領（平成11年6月30日施行。令和6年2月14日最終改正）第5に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」）に「広告・宣伝」の営業種目により掲載されている者であること。

（4） 競争入札参加資格者名簿に登録された日から開札の時までの間に、物品の製造の請負、買入れ及び借入れに関する契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿掲載業者に関する指名停止要領（平成12年1月21日施行。令和3年4月1日最終改正）別表に掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

4 入札参加表明

一般競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる提出書類を、郵送又は持参により提出しなければならない。

（1）提出書類

一般競争入札参加表明書（第1号様式）

（2）提出期限

令和7年3月12日（水）午後3時

（3）提出場所

青森県青森市長島一丁目1番1号
青森県財務部財産管理課財産管理グループ

5 入札及び開札の日時等

（1）入札及び開札の日時及び場所

ア 日時：令和7年3月14日（金）午後1時30分から

イ 場所：青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県庁舎東棟1階135会議室

(2) 入札保証金

青森県財務規則第132条第1項第2号の規定により免除する。

6 入札書の記載方法

(1) 入札書は、第2号様式によるものとする。

(2) 代理人が入札する場合は、あわせて代理人の氏名を記名し押印すること。また、入札前に委任状を提出すること。この場合、入札書に押印した代理人の印鑑と同一のものでなければならない。

(3) 県庁舎における広告掲載に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づく行政財産の使用許可を受ける必要があり、青森県行政財産使用料徴収条例（昭和39年4月青森県条例第9号）に定める使用料（年額109,244円となる見込み。）の納付が別途必要となることに留意すること。（入札書に記載する金額には、上記使用料の金額を含めないこと。）

(4) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税相当分を含めた金額を入札書に記載すること。

(5) 入札書に記載する金額は、年額を記載すること。

7 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札の参加資格のない者のした入札

(2) 同一の入札について二以上の入札をした者の入札

(3) 公平な価格の成立を害し、又は不正の利益を得るためにした連合及びその他の不正行為によって行われたと認められる入札

(4) 入札書の金額、氏名、印影若しくは重要な文字の誤脱又は識別しがたい入札又は金額を訂正した入札

(5) その他入札条件に違反した入札

8 広告代理業者の決定等

(1) 決定方法

予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札をした者を広告代理業者とする。なお、決定となるべき同価の入札をした者が二者以上あるときは、くじ引きにより決定する。

(2) 再度入札

予定価格以上の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。再度入札は2回を限度とする。

(3) 契約の締結等

広告代理業者の決定後、7日以内に契約書を取り交わすとともに、行政財産使用許可申請書の提出を受けて許可手続を進めるものとする。

(4) 契約保証金の納付

契約の締結に際しては、契約金額の100分の5以上の契約保証金の納付が必要となる。ただし、次のいずれかに該当する場合には全部又は一部の納付を免除する。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 過去2年の間に国又は地方公共団体と、その種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に実行し、かつ契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

9 質問事項

質問は、令和7年3月10日（月）午後4時までに書面（任意様式・ファックス可）

により受け付ける。

なお、回答は、令和7年3月12日（水）正午までに青森県財務部財産管理課ホームページへ掲載する。

質問書送付先：青森県財務部財産管理課財産管理グループ
(FAX：017-734-8014)

10 その他

- (1) 応募者は、この募集要項、仕様書、契約書案、青森県広告掲載要綱、青森県広告掲載基準、青森県庁舎広告掲載事業実施要領を熟読の上で応募すること。
- (2) 応募に要する費用は、応募者の負担とする。

11 問合せ先

〒030-8570

青森県青森市長島一丁目1-1

青森県財務部財産管理課

財産管理グループ 清水

電話 017-734-9094

FAX 017-734-8014

メールアドレス zaisankanri@pref.aomori.lg.jp